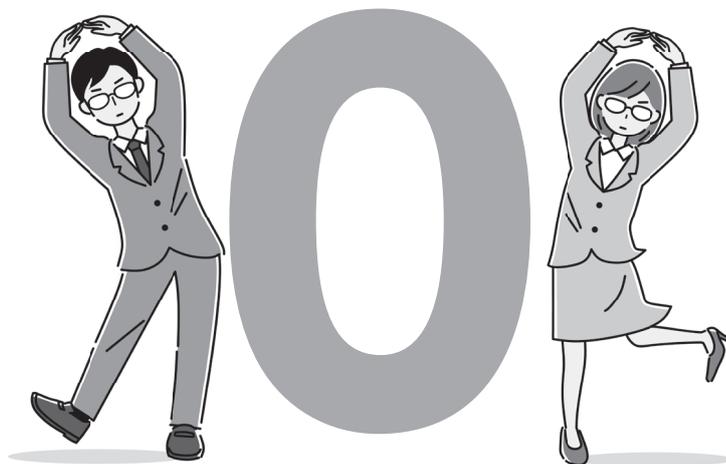


上手に活用したい

# 「フリー素材」を 商用利用する際の留意点

会社のHPやSNS等に「フリー素材」のイラストや写真等を掲載することも多いでしょう。しかし、不用意に利用すると、賠償金の支払い等が発生したり、会社の評判を落とすこともあり得ます。フリー素材を利用する際の留意点を解説します。

弁護士法人直法律事務所  
代表弁護士  
澤田 直彦



## フリー素材 とは？

会社で「フリー素材」を使うのは、自社のホームページや資料などに、写真やイラストを掲載したいときだと思われれます。

では、「フリー素材」は、どのような利用ができるのでしょうか？「フリー」なのだから無料で自由に使ってよいのでは？と考えていないでしょうか。

「フリー素材」という言葉のイメージのままに、何も考えずに利用した場合、損害賠償請求や素材の利用差止請求をされる可能性があります。そもそも、本稿では「フリー素材」について解説します。

### (1) 「フリー素材」の定義

ではまず、「フリー素材」というのはどのようなものでしょう。「フリー素材」には、明確な法令上の定義はありません。一般には「無料」で「自由」に使える素材というイメージだと思われれます。

利用者は、「フリー素材」を社内資料として使いたい、商品販促のパンフレットに掲載したい、会

社のホームページに使いたい、その素材をメインイメージにしたグッズを作成して販売したい、など様々な形で「無料かつ自由」に利用できると思えがちです。

しかし、多くのフリー素材を提供するサイトでは、利用規約などで利用方法を制限しています。

これに反すれば素材に関する「著作権」等を侵害することになり、損害賠償請求や素材の利用差止請求を受けてしまう可能性もあるのです。

フリー素材とは、「利用規約の範囲内ならば（無料もしくは一度の購入で複数用途に）利用可能な素材」であると、本稿では定義します。

フリー素材を利用するメリットは、なんとといってもほぼ無料であることです。それに最近では種類も豊富で選択の幅も広いため、目的に沿った素材を選択できます。

しかし、考えることは競合他社も同じです。フリー素材は、独占的な利用ができないことがほとんどです。競合他社が同じ素材を利用すれば、自社の独自性が失われてしまいます。

競合他社ではなくても企業や個人が同じ素材をイメージのよくな

図表1 フリー素材、著作権フリー、ロイヤリティフリーの違い

	利用料	利用方法の制限
通常の著作物	利用の都度必要	許諾の範囲
フリー素材	(通常)無料	(通常)許諾の範囲 (例外)著作権を完全に放棄している場合、著作者人格権に抵触しない範囲
著作権フリー	(通常)無料	(通常)許諾の範囲 (例外)著作権を完全に放棄している場合、著作者人格権に抵触しない範囲
ロイヤリティフリー	(通常)有料	許諾の範囲

図表2 著作権(財産権) (参考条文 著作権法21~28条)

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したり(録音物や録画物を再生することを含む)、また、それらの上演、演奏された著作物を電気通信設備を用いて公に伝達する権利
上映権	著作物を公にスクリーンやディスプレイに映写する権利
公衆送信権・公の伝達権	著作物を自動公衆送信(サーバなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスに応じ自動的に送信すること)したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利
口述権	言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える(口述の録音物や録画物を再生することを含む)権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真の著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与など)する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品または複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権など	自己の著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等する権利(二次的著作物を創作する権利)
二次的著作物の利用権	自己の著作物を原作品とする二次的著作物を利用(上記の各権利に係る行為)することについて、二次的著作物の著作者が持つものと同じ権利

出典 公益社団法人著作権情報センター

図表3 著作者人格権 (参考条文 著作権法18~20条)

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、公表するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば、実名、変名のいずれを表示するかを決めることができる権利
同一性保持権	自分の著作物の内容または題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利

出典 公益社団法人著作権情報センター

3。この権利は、「放棄」や「譲渡」ができません。そのため、利用が許諾されている素材を利用する場合でも、無用な改変をしないなど、著作者人格権に配慮する必要があります。

また、著作権法では、著作権とは別に、著作物の公表、改変および著作者の氏名表示について、著作者の意思を尊重するために著作者に認められた「著作者人格権」という権利があります(図表3)。

い方法で利用した場合などは、イメージの低下をまねく可能性もあります。また、「フリー素材」と似た言葉で「著作権フリー」「ロイヤリティフリー」という言葉が用いられていることもあります(図表1)。以下、それぞれについて解

説明します。  
(2) 著作権フリーとは? 「著作権フリー」と記載しているサイトがありますが、この場合は、あらゆる利用方法で自由に使うことができるのでしょうか(著作権の内容については図表2にま

とめました)。もし、本当に「著作権」がフリー(自由)であり、著作権者がすべての著作権を放棄しているのであれば、著作権保護期間が終了した「パブリックドメイン」と同様に、利用者は、著作権者の許諾を得ることなく、素材を自由に複製

して自分のホームページに掲載することなどができます。しかし、多くの場合は完全に著作権を放棄しているというわけではなく、利用方法が制限されています。たとえば、作者の名前や出典の記載を条件とする、利用の報告を求める、改変や二次配布(複製して有償無償を問わず第三者に渡すこと)、または商用利用(後述します)は不可とするなどです。

著作者人格権は行使しない旨（不行使特約）が記載されている場合もありますが、想定範囲を超える利用については特約が無効とされる場合もあり、一般的に想定される範囲を超えるような利用をしないよう、注意が必要です。

### (3) ロイヤリティフリーとは？

「ロイヤリティフリー」と表示しているサイトもあります。これは、利用許諾された範囲での利用について、追加の使用料が免除されるものをいいます。

たとえば、1度利用料を支払えば、利用規約等にある利用方法の範囲内で何度でも自由に利用できるというような場合です。

あくまで1度は利用料を支払うことが前提です。最初から無料で利用できるわけではないので、注意が必要です。

## フリー素材を「商用利用」する際のポイント

フリー素材を「商用利用」する場合、どのような注意が必要でしょうか（※この場合の商用利用とは、通常、営利目的でフリー素材を利用する場合をいいます。具体

的には、フリー素材のイラストを利用して広告やパンフレットを制作・頒布する場合や、Tシャツやマグカップを制作・販売する等の利用の仕方をいいます）。

多くのフリー素材サイトでは、商用利用に何らかの制限を課しています。商用利用自体を禁止している場合もあれば、商用利用について利用回数を制限している場合や、配布等の数量を制限している場合もあります。

また、商品等のメインデザイナーとなるような利用方法を禁止する、などの制限がある場合もあります。会社で利用しようとする態様が制限された利用方法ではないか、しっかりと確認する必要があります。

後述しますが、大抵は利用規約や利用方法について記載されたページがあるので、必ず確認して不ポイントがあればサイトに問い合わせるようにしましょう。

### (1) フリー素材の編集・加工

商用利用が可能であったとしても、利用目的に応じて素材を編集・加工すること（配色やバランス、サイズなどの変更）ができるのでしょうか。

著作権者の許諾がないのに、勝手に素材を改変したり編集したりすると、著作権を侵害してしまう可能性があります。

著作権には、その著作物を変更する権利も含まれているため、改変する場合には著作権者の許諾が必要なのです。

そのため、素材を提供するサイトの利用規約で、どのような変更や編集が許諾されているのか、確認しましょう。

多くのサイトではある程度の改変自体は容認していますが、公序良俗に反するような利用などは禁止されていることが多く、このような制限も意識する必要があります。また、前述の著作者人格権を侵害しない配慮も必要です。

### (2) 真の著作権者の確認

素材の出所が怪しいサイトからは、素材を入手しないようにしましょう。

何ら利用権限を有しない者が提供していた素材を利用した場合、真の著作権者から損害賠償請求などを受ける場合があります。

また、業務の委託先などが入手した素材も、入手元を確認したほうが安全です。

この点については、

「デザイナーズ壁紙は海外のショップでフリーの素材として販売していたものを収集したもの、及び、海外のネット上で流通しているものを収集したものです。無料ダウンロードした写真壁紙は個人のデスクトップピクチャーとしてお楽しみください。また、掲載の作品をホームページ素材としてお使いいただく場合にはリンクをお願い致します。」

と記載されたサイトの写真を、フリー素材、無料であると誤信して自分のブログに掲載したと主張する被告に対し、「一定程度の注意をもって読めば当該写真の利用許諾を受けていないことについて理解ができるものであり、利用権限の有無の確認を怠った著作権侵害に係る過失がある」とし、損害賠償を認めた裁判例（東京地判平成24年12月21日）もあります。

### (3) 肖像権・パブリシティ権とプロパティリリス

特に「写真」のフリー素材を利用するにあたっては、著作権や著作者人格権以外にも注意すべき点があります。

特に注意が必要なのは次の2点

図表4 「いらすとや」の「ご利用規定」(概略)

(<https://www.irasutoya.com/p/terms.html>)

① 著作権者は誰なのか	「すべての素材の著作権」の所在が明記されている
② 利用の対価	素材の利用は無料
③ 予定している利用法が禁止されていないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●著作権は放棄していない</li> <li>●規約の範囲内で編集や加工が可能だが、加工の有無等で著作権が譲渡されたり移動することはない</li> <li>●「公序良俗に反する目的での利用」「素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売」すること等は禁止</li> <li>●「その他著作者が不適切と判断した場合」も禁止</li> </ul>
④ 利用する数量・期間の制限がないか	「素材を21点以上使った商用デザイン」等は有償
⑤ 肖像権、パブリシティ権、その他の第三者の権利についてどのような処理をしているのか	特に規定なし

です。

① 写っている人の許諾は得られているのか(肖像権やパブリシティ権等)

※パブリシティ権……経済的な価値を有する有名人の氏名・肖像を本人が独占できる権利

② 被写体に、特定できる建物や店舗などの施設、車、ペット、デザイン性のある商品、アート作品など第三者が権利を保有しているものがある場合、その権利者に撮影や写真使用の許諾(プロパティリリース・プロパ

ティ使用許諾)を得る必要があるか否か

②について、テーマパークなどでは、商用利用の撮影が制限されていることが多いものです。その他の施設等についても、どの範囲の利用で許可が必要になるのか、個々に確認が必要となります。手間はかかりますが、あとからクレームを受けて素材利用の差請求を受けたり、損害賠償請求をされたりするリスクを考えると、事前に所有者等に確認を済ませておくのがよいでしょう。

## 利用する際の 実務上の留意点

- フリー素材を利用する際の留意点をまとめると、次のとおりです。
- ① 著作権者は誰なのか(素材はどのように収集されたものなのか、サイト運営者が作成したのか)
  - ② 利用の対価(どこまで無料なのか)
  - ③ 予定している利用方法が禁止されていないか
  - ④ 利用する数量・期間の制限がないか
  - ⑤ 肖像権、パブリシティ権、その他の第三者の権利についてどのような処理をしているのか

人に関するイラストなど、問題となる可能性のある素材があり、それを利用する場合には、確認をとりましょう。

「いらすとや」では、さらに具体的な利用上の注意点は「よくあるご質問」を見るようにリンクが張られ、具体的な利用方法の可否が掲載されているので、利用規定の一部として確認しておく必要があります。

商用利用する場合には、個人利用の場合と異なる制限が別個に設けられている場合が多いので、商用利用がどこまで可能なのか、という視点でしっかりと確認するようにならしましょう。

\* \* \*

フリー素材は、ルールをしっかりと守って利用すれば、とても便利なものです。

しかし、ルールの確認を怠り制限の範囲を超えた利用をした場合には、損害賠償など、不測の損害を被る可能性があります。また第三者の利用によってイメージが低下してしまう場合もあります。

フリー素材の利用によるリスクがないかを確認したうえで、信用のおけるサイトから入手するように心がけましょう。

●